

○香美市地域密着型サービス等運営委員会設置要綱

平成20年7月22日

告示第112号

改正 平成23年3月31日告示第49号

令和5年2月9日告示第17号

令和5年3月30日告示第65号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第14項から第20項までに規定する地域密着型サービスの適切な運営を図るため及び同法第115条の39第2項の規定により設置する香美市地域包括支援センター(以下「センター」という。)の適切な運営及び公正・中立性の確保を図るため、香美市地域密着型サービス等運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する意見をまとめること。

(2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関する事項

(3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(4) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の決定

オ その他運営委員会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(5) センターの運営に関すること。

ア 運営委員会は、毎年度ごとにセンターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他運営委員会が必要と認める書類

イ 運営委員会は基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。

(ア) センターが作成するケアプランにおいて正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか

(イ) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか

(ウ) その他運営委員会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(6) センターの職員の確保に関すること。

(7) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営委員会が必要と判断した事項

(委員の構成)

第3条 運営委員会は次に掲げる委員25名以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(1) 介護保険サービス事業者及び医療・保健・福祉に係る職能団体の関係者等

(2) 介護保険の利用者、介護保険の被保険者

(3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から3年以内とする。また再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 運営委員会には、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は運営委員会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第6条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、高齢介護課におく。

(秘密保持)

第8条 委員は、委員会において知り得た個人の情報を任期の有無に関わらず漏らしてはならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成20年8月1日から施行する。

2 第4条第1項前段の規定にかかわらず、最初の委員の任期は委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成23年3月31日告示第49号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月9日告示第17号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日告示第65号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。